

ASBJ、バーチャルPPAにおける需要家の会計上の取扱いを定める 実務対応報告を公表

Point 1

何に関する実務対応報告？

企業の環境意識の高まりとともに、いわゆるバーチャルPPA（Virtual Power Purchase Agreement）の利用が拡大することが見込まれています。このバーチャルPPAによる非化石価値の取引について、**需要家（非化石価値を自己使用目的で購入する者）の会計上の取扱いを明確化**するための実務対応報告が公表されました。なお、取引の相手方である発電事業者の会計上の取扱いは本実務対応報告の対象外とされています。

Point 2

どのような会計処理が行われる？

非化石価値を受け取る権利は、**発電が行われ、かつ、金額を信頼性をもって測定できる時点で費用処理**し、対価の支払義務に係る負債を計上します。会計処理は遅くとも発電月から3ヵ月後の月末にあたる、国による電力量の認定時点までに行うこととされています。

Point 3

いつから適用される？

2026年4月1日以後開始する事業年度の期首から適用され、早期適用も認められます。適用初年度の期首において、発電が行われ、かつ、金額を信頼性をもって測定できるものについては、その金額を適用初年度の期首の利益剰余金に加減します。



ここに注目！

遅くとも国による認定時点までに費用処理を行う必要があるため、この時点までに必要な情報入手することが求められます。

なお、IFRS®会計基準と異なり、非化石価値の対価として差金決済（電力量×（契約上の固定価格－電力価格））を行う場合でも、デリバティブとしての会計処理は不要であることが明らかにされています※。ただし、今後、非化石価値取引の進展等により、会計上の取扱いについて見直しが行われる可能性がある点に留意が必要です。

※ASBJ「主なコメントの概要とそれらに対する対応」No.32